

○板倉町役場庁舎建設委員会設置要綱

(平成27年3月10日告示第11号)

改正 平成29年6月1日告示第60号

(設置)

第1条 板倉町役場庁舎（以下「庁舎」という。）の建設に関し総合的な意見集約及び審議を行うため、板倉町役場庁舎建設委員会（以下「建設委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 建設委員会は、庁舎の建設を計画的かつ効果的に推進するため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 庁舎の建設計画に関すること。
- (2) その他庁舎の建設に関すること。

(構成)

第3条 建設委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって組織し、第2号から第7号に掲げる者については、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町長
- (2) 副町長
- (3) 教育長
- (4) 町議会議員
- (5) 各種団体代表
- (6) 学識又は識見を有する者
- (7) 町職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に定める事項が完了するまでの期間とする。ただし、委員が委嘱又は任命をされたときの要件を欠くに至ったときには、委員の職を失い、後任の者を新たに委嘱し、又は任命するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 建設委員会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は町長の職にある者を、副会長は副町長の職にある者及び町議会議長の職にある者をもって充てる。
- (2) 会長は、建設委員会を代表し、会務を総理する。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 建設委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認められたときには、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 建設委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、建設委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月1日告示第60号)

この告示は、平成29年6月1日から施行する。